

[優秀賞]

音信不通の母親を探して得た執行猶予

小林功武 大阪弁護士会・53期

はじめに

この事件は、私が初めて受任した国選事件である。

事案は、大型書店の売場で画集等11冊(時価15,000円相当)を万引きしたというシンプルな窃盗事件であった。しかも、被告人と接見して確認すると、罪体に争いはなく、情状立証のみが求められる事案であった。

しかしながら、被告人は、事件の3週間前に、懲役1年6月・執行猶予3年の判決を受けていた。そのために、再度の執行猶予判決を獲得すべく難しい情状立証を迫られた。とくに被告人の置かれた家庭環境ゆえに、再犯の可能性を除去するのに苦心した。そして、努力の甲斐あって、結果的には再度の執行猶予判決をいただくことができた。

第一審および控訴審を通算して、被告人との接見回数は15回、被害者への謝罪等のために外出したのが3回、被害者と事務所で面談したのが1回、情状証人との打合せは6回に及んでいる。今振り返ってみても、熱心にやったものだと思う。この初心を忘れないためにも、この事件を述べたい。

第一審での弁護活動

1 身上経歴・犯行に至る経緯

被告人は田中俊介(仮名)君、年齢は20代半ば、気の弱そうな内気な人物というのが彼の第一印象であった。

彼の両親は、彼が小学5年生のときに離婚し、母親は彼を父親のもとに残し、俊介君の姉だけを連れて家を出て行ってしまい、それ以来音信不通である。彼は父親に育てられたが、父親は、離婚を契機に、俊介君に対し理不尽な暴力を振るうようになった。

彼は、夜間高校を卒業後5年間、電気関係の会

社に勤め、まじめに働いていた。しかし、会社の先輩に教えられたパチンコにはまってしまい、サラ金に手を出してしまった。彼は、父親に給料のほとんどを渡していたため、たちまちサラ金への返済が滞り、取立てから逃れるために父親と暮らしていた自宅を出て、会社の寮に入った。しかし、取立ては寮にまで及び、結局寮を飛び出してしまい、会社も無断欠勤し、解雇されてしまった。彼は、家にも帰ることができず、路上生活を送るようになった。

俊介君は、路上生活の中、所持金を使い果たしてしまい、元勤務先の社員食堂に侵入して食料を盗んだり、元の寮の部屋(すでに新しい従業員が住んでいた)に侵入してゲームソフト等を盗んで換金し、生活するようになったが、これが会社の元上司に見つかって逮捕され、建造物侵入・窃盗被告事件として起訴された。そして、2001年3月初め、懲役1年6月・執行猶予3年の判決が下された。

俊介君は、執行猶予判決を受けて拘置所を出た後、父親のもとに帰るつもりだった。しかし、家に帰れば父親に殴られるし、サラ金業者の取立ても来る。結局俊介君は家に帰らなかった。彼は、手持ちの現金数千円をもとでに住み込みで働けるところを探そうとしたが、仕事が見つからないまま再び路上生活を送るようになった。

所持金はすぐに底をつき、彼は2日間何も食べていなかった。そして、彼は、空腹に耐えきれず、本を万引きしてお金にしよう、逮捕されても仕方がない、と考え、本件事件に及んだ。前回の事件の判決から3週間のことであった。

2 公判に向けての方針

執行猶予判決を得て間もない事件であり、実刑の可能性が極めて高いと思われた。しかし、被害額が多額でないことや俊介君の身上などを聞くにつけ、な

んとか再度の執行猶予を得ることができないか、という思いを私は持った。被害者の書店から嘆願書をもろうとともに(被害品についてはすでに還付を受けていた)、しっかりと身元引受人を確保し、再犯の可能性を除去できれば、再度の執行猶予判決もありうるのではないか。そこで、私は、①被害者(書店)から嘆願書をもらうこと、②しっかりと身元引受人(情状証人)を確保すること、を事件の方針として、再度の執行猶予判決をめざすことにした。

3 被害者(書店)との交渉

私は、2001年5月中旬、被害者(書店)に手紙を出し、嘆願書の作成をお願いした。

数日後、書店の担当者から私に電話があり、早速担当者と面談した。私が俊介君の事情を説明すると、担当者は最初対応に悩んでいたようだったが、最終的には「罪を憎んで、人を憎まず」と言って、嘆願書の作成に応じてくれた。たいへん寛大な対応であった。

4 身元引受人(情状証人)の確保

情状証人については、被告人の同居家族(本件であれば俊介君の父親)に依頼するのが通常である。しかし、父親は、前回の事件の際に情状証人として出廷したものの、拘留所に俊介君を迎えに行くでもなく、今回も彼と面会していなかった。また、彼の話では、母親が家を出て行った小学5年生のときから彼が高校を卒業する頃まで、父親から理不尽な暴力を受けてきたということであり、俊介君は父親を嫌悪していた。かかる父親が指導・監督を誓っても実効性がないと考え、より適切な身元引受人(情状証人)を探すことにした。

俊介君の肉親となると、母親しかいない。俊介君も母親に会いたがっていた。しかし、果たして音信不通の母親が身元引受人(情状証人)になることを了承してくれるのだろうか。不安を抱きながらも私は母親を探すことにした。

私は、刑事記録の中に編綴された戸籍謄本の記載をもとに、母親の住所を調査した。そして第1回公判期日が差し迫った頃、ようやく母親の現住所がわかった。私はとりあえず事情を伏せて私のほうまで電話してほしい旨の手紙を送った。するとその翌日、母

親から電話があった。私は俊介君が何を今どういう状態にあるのかを説明した。母親は、彼が今頃結婚して幸せに暮らしているのだらうと考えていたようであり、よもや刑事事件の被告人になっているとは想像だにしておらず、たいへんなショックを受けていた。

数日後、母親は私の勤務する事務所まで来てくれた。彼女は、すでに山田(仮名)氏と再婚しており(以下、母親と山田氏をあわせて「山田夫妻」という)、山田氏も一緒であった。私は、山田夫妻に対し、俊介君の身元引受人(情状証人)になってほしいと頼んだものの、「俊介君がどんな子に育っているのかわからないので、簡単に身元を引き受けるわけにはいかない。一度俊介君と面会したうえで、身元引受けが可能か判断したい」と山田夫妻が述べたため、面会の結果を待つことにした。

山田夫妻は、さっそく大阪拘留所を訪れ、俊介君と面会し、第1回公判の前日、再び私の事務所を訪れた。母親は、「俊介君とは十数年ぶりの再会だった。双方ともに涙が止まらず、話も簡単には進まなかった。久しぶりの面会で感じたことは、やはり俊介君の目は澄んでおり、根は悪い子ではない。出所したあかつきにはぜひとも引き取り、一からやり直させたい。示談にお金が必要というのであれば、余裕はないものの、なんとか準備したい」と言ってくれた。

私は、俊介君の母親を捜し出すことができ、本当によかったと思った。

5 第1回公判

こうして、身元引受人を確保することができたものの、具体的な監督方法の検討など、やるべきことが残されていた。そこで、第1回公判(2001年5月末)は、甲号証の取調べのみで終了し、乙号証の取調べ以下の手続は次回ということになった。

6 第2回公判の準備

一般的には、前刑の事件の被害者と示談することは必須の弁護活動ではない。しかし、本件で実刑判決となれば、執行猶予の取消しにより前刑の懲役刑もあわせて服役することになるから、裁判所は前刑の事件の被害回復を考慮するのではないかと私は考えた。再度の執行猶予判決を得るためには、できる

かぎりのことをしておきたかったので、私は前刑の事件の被害者とも示談等を行うことにした。

6月初め、前刑の事件(建造物侵入)の被害者(俊介君の元勤務先)に連絡をとり、元勤務先を訪問して、元上司と面談した。その際、元上司としては俊介君のためになんとかしてあげたいという思いを持つ一方で、会社の社長がたいへん立腹しており、嘆願書の作成が可能かどうかはわからないということであった。しかし、1時間ほど俊介君の現状や母親が彼の更生を支援することなどを話し、嘆願書の書式をお渡しした。私の気持ちが通じたのか、数日後、社長の了承が得られたということで、嘆願書が送られてきた。

次に、前回の事件(窃盗)の被害者(元勤務先の元従業員)と示談交渉を行った。山田夫妻が金13万円を用意してくれたおかげで、6月中旬、私の事務所で被害者と会って被害弁償を行い、示談書・嘆願書をいただくことができた。

そして山田夫妻とは、俊介君を更生させる方法について話し合った。山田夫妻は俊介君と一緒に生活するための準備をしてくれていた。また、私は、彼の再犯の可能性を除去するには、サラ金問題も解決しなければいけないと考えていた。山田夫妻と話し合い、俊介君の自己破産費用を山田夫妻に捻出してもらうことになった。

さらに私は、山田夫妻に今回の事件の被害者である書店に行つて謝罪してほしいとお願いした。山田夫妻が本気で俊介君を監督し、更生させる覚悟をしていることを裁判所に示したかったのである。山田夫妻が快諾してくれたため、書店への謝罪もできた。

7 第2回公判

7月初め、第2回公判が開かれた。乙号証は、一部について信用性を争いつつ、すべて同意した。また、被害者(書店)の嘆願書、前刑の事件の被害者の示談書・嘆願書を書証として提出した。

そして、山田夫妻の証人尋問が行われた。私にとつては民事・刑事通じて初めての尋問であり、準備していた尋問事項を読み飛ばしてしまうなど、情けない尋問であった。しかし、山田夫妻はそれを補って余りある情状証人であった。母親は、涙ながらにとつとつと俊介君に対する想いを語り、示談金を準備したこ

とや書店に謝罪に訪れたことを述べ、彼に対する指導監督を誓ってくれた。山田氏もまた同様に、俊介君をサポートし、自己破産費用を準備する旨述べてくれた。この証人尋問で山田夫妻が語ったことは、真摯なものであり、私は強い感銘を受けた。

次に、被告人質問が行われた。私は、父親からどれだけ不条理な暴行を受けてきたのか、この事件を起こす前にどれだけ精神的に追いつめられていたのか話してもらった。また、思いつきでの犯行であり、計画性がなかったことも話してもらった。そして、今後は山田夫妻にお世話になり、自己破産で借金問題を解決する旨述べてもらった。

しかしながら、裁判官の補充質問は俊介君に対してたいへん厳しいものであった。過去に暴力を受けていたとしても、今さら暴力を受けるような力関係にはないと指摘され、彼は思わず「ぐちぐちと毎日毎日説教されるのが耐えられなかった」などと述べてしまった。

検察官から論告と求刑が行われ、懲役1年6月が求刑された。私も、準備していた弁論要旨を精一杯朗読し、再度の執行猶予判決をお願いした。

8 第一審判決

1週間後の7月中旬、判決が言い渡された。懲役10月の実刑判決であった。俊介君に「有利に斟酌すべき事情もあるものの、これらが被告人につき再度の執行を猶予すべき特に酌量すべき情状であるとまでは認められない」というものであった。

予期していたとはいえ、私は情のない判決に失望してしまった。「刑務所に行く覚悟をしているが、納得がいかないので控訴したい」という彼の要望で、私は控訴した。

控訴審での弁護活動

1 控訴趣意書の作成

8月半ば、俊介君からの要請を受け、高裁の国選事件として再び彼の事件を受任することになった。

第一審判決を検討し、控訴趣意書は量刑不当一本で行くこととなった。主張の骨子は、①山田夫妻によって更生に導くための環境が整い、サラ金問題も解決する見込みがあるほか、俊介君に更生の意欲が

あるとあっては、もはや再犯のおそれはなく自力更生が可能である、②前刑の事件も含めて被害者が宥恕していることを重視すべき、というところにあった。9月下旬に控訴趣意書を提出し、10月中旬の控訴審第1回公判を迎えた。

2 第1回公判(控訴審)

ここで私は大失敗を犯してしまった。

私は、原審での厳しい判決に直面し、よもや再度の執行猶予判決が得られるなど期待できないと思っていた。さらに、控訴審では被告人質問すら容易に認められないという誤った認識を持っていた。このような考えのもと、私は、何の書証も被告人質問の準備もせずに、第1回公判に臨んでしまった。

控訴趣意書を陳述した後、裁判所から被告人質問をしないのかと尋ねられ、頭が真っ白になってしまった。あたふたと被告人質問を行い、俊介君に「刑務所に行く覚悟をしています」などと言わせる始末であった。ほとんど1分とかからず、被告人質問は終わってしまった。

しかしながら、裁判官からの補充質問は、第一審とはまったく異なり、俊介君にたいへん好意的であった。裁判官は、「簡単に刑務所に行くなんか言ったらいけないよ」と諭し、約15分間にわたり、彼に対し、これまでの生育環境を質問してくれた。規律正しい生活を送っていたこと、家計を助けるために定時制高校に通いながら働いてきたこと、給料の大半を父親に渡していたことなどを聞くにつけ、弁護人の私が感動する始末であった。こうして裁判官による「被告人質問」はたいへんな成功をおさめた。同時に私が第一審・控訴審で聞き漏らしていた情状を痛切に教えられた。

3 第2回公判・判決(控訴審)

控訴審での大失敗に、正直、私はたいへん落ち込んだ。しかし、判決期日が指定されたものの、それまでの間に反省文を提出するのであれば弁論を再開する旨の示唆があったため、急遽俊介君と接見し、裁判所に提出する謝罪文を書いてもらった。また、山田夫妻と面談し、俊介君との手紙を預かって書証として提出することにした。さらに、自己破産事件を私が受任することについて話し合い、再度山田氏に情状証人として出廷してもらうことになった。

11月初め、第2回公判が開かれた。弁論が再開され、俊介君の謝罪文や手紙が取り調べられた。山田氏の証人尋問も認められ、自己破産事件を私が受任することについて述べてもらった。

そして、その直後に判決が言い渡された。原判決を破棄し、懲役1年・執行猶予5年(保護観察付き)という内容であった。再度の執行猶予がついに認められたのである。

最後に

執行猶予判決が出てからも、俊介君とは何度も会っている。彼は、山田夫妻の下で、それなりに気を遣いながらも、温かく生活させてもらっていた。彼は、アルバイトを始め、朝から晩までまじめに働いていた。山田夫妻が自己破産の費用を用意してくれたため、2002年春に破産宣告、夏には免責決定をいただき、彼のサラ金問題は解決された。

その後も、山田氏からメールが来ることがある。俊介君はまじめに働いているということであった。控訴審で寛大な判断をしていただいた裁判官に感謝したい。
(こばやし・よしたけ)